

知事コメント

(審査請求及び執行停止申立てについて)

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認の取消しについて、本日、沖縄防衛局長が、国土交通大臣に対して、行政不服審査法に基づく審査請求及び執行停止申立てを行ったとの報告を受けました。

私は、法的措置ではなく、対話によって解決策を求めていくことが重要と考えており、去る10月12日の安倍総理や菅官房長官との面談においても、直接、対話による解決を求めたところであります。

しかし、そのわずか5日後に対抗措置を講じた国の姿勢は、県知事選挙で改めて示された民意を踏みにじるものであり、到底認められるものではありません。

行政不服審査法は、国民（私人）の権利利益の簡易迅速な救済を図ることを目的とするものであります。

一方、公有水面埋立法の規定上、国と私人は明確に区別され、今回は国が行う埋立てであることから、私人に対する「免許」ではなく「承認」の手続がなされたものであります。

そのため、本件において、国が行政不服審査制度を用いることは、当該制度の趣旨をねじ曲げた、違法で、法治国家においてあるまじき行為と断じざるを得ません。

平成27年10月13日の前回の承認取消しの際も、沖縄防衛局は、国の一行政機関であるにもかかわらず、自らを国民と同じ「私人」と主張して審査請求及び執行停止申立てを行い、国土交通大臣は、約2週間で執行停止決定を行いました。

しかしながら、行政不服審査法第25条第4項では、「重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるとき」が執行停止の要件とされており。

政府は、3年前の前回の承認取消しに対しては、翌日には執行停止の申立てを行っていますが、県が本年8月31日に行った承認取消しから既に1か月半以上が経過しており、「緊急の必要がある」とは到底認められません。

仮に、本件において国土交通大臣により執行停止決定がなされれば、内閣の内部における、自作自演の極めて不当な決定といわざるを得ません。

私は、安倍総理に対し、沖縄の声に真摯に耳を傾け、安全保障の負担は全国で担うべき問題であり、民主主義の問題であるとの認識の下、早急に話し合いの場を設けていただきたいと訴えたところであり、引き続き、対話を求めてまいります。

国民の皆様におかれましては、これまで日本の安全保障のために大きな役割を果たしてきた沖縄県において、辺野古新基地建設反対の圧倒的な民意が示されたにもかかわらず、その民意に対する現在の政権の向き合い方があまりにも強権的であるという、この現実のあるがままを見ていただきたいと思います。

私は、辺野古に新基地はつくらせないという公約の実現に向けて、全身全霊で取り組んでまいります。

私はぶれることなく、多くの県民の負託を受けた知事として、しっかりとその思いに応えたいと思いますので、県民の皆様への御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

平成30年10月17日

沖縄県知事 玉城 デニー